

**重要**



平成27年10月吉日

会員各位

アライオートオークショングループ  
荒井商事株式会社  
アライオートオークション仙台株式会社

## 規約変更のご案内

拝啓 晩秋の候、貴社ますますご発展のこととお慶び申し上げます。

平素はアライオートオークショングループに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、**標題通りアライオートオークショングループでは、オークション規約を平成27年11月1日より、下記のとおり改定するとともに、新たに新設した内容で変更させていただきます。**

今後とも、オークションがよりスムーズに開催できるよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますが、ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しく願い申し上げます。

敬具

記

**導入日**

平成27年11月1日

**内容**

**規約改定**

### 1. 第二章 会員 第7条(会員資格) 1項(3)の改定

第7条(会員資格)

《 現在の規約 》

- (3) 古物商許可証を受けており、また、営業時間内に連絡の取れる営業拠点もしくは整備工場を持ち、現に営業活動を行っていること。



※《 改定後の規約 》

- (3) 事業設立及び古物商許可証を受けてから2年経過しており、また営業時間内に連絡の取れる営業拠点もしくは整備工場を持ち、現に営業活動を行っていること。

### 2. 第二章 会員 第8条(会員登録) 1項(1)(2)にHを新設

第8条(会員登録)

《 現在の規約 》

- (1) 会社法人の場合は、  
A. 入会申込書  
B. 連帯保証書  
C. 古物商許可証の写し  
D. IDカード申請書、IDカード用顔写真:代表者以外は身分証明書  
E. 展示場等の写真  
F. 会社登記簿謄本、会社印鑑証明  
G. 代表者個人の印鑑証明
- (2) 個人事業主の場合は、  
A. 入会申込書  
B. 連帯保証書  
C. 古物商許可証の写し  
D. IDカード申請書、IDカード用顔写真:代表者以外は身分証明書  
E. 展示場等の写真  
F. 会社所在地(展示場等)の不動産登記簿謄本(借地の場合は賃貸借契約書コピー)  
G. 代表者個人の住民票、印鑑証明



### ※《 改定後の規約 》

- (1) 会社法人の場合は、
  - A. 入会申込書
  - B. 連帯保証書
  - C. 古物商許可証の写し
  - D. IDカード申請書、IDカード用顔写真:代表者以外は身分証明書
  - E. 展示場等の写真
  - F. 会社登記簿謄本、会社印鑑証明
  - G. 代表者個人の印鑑証明
  - H. 誓約書
- (2) 個人事業主の場合は、
  - A. 入会申込書
  - B. 連帯保証書
  - C. 古物商許可証の写し
  - D. IDカード申請書、IDカード用顔写真:代表者以外は身分証明書
  - E. 展示場等の写真
  - F. 会社所在地(展示場等)の不動産登記簿謄本(借地の場合は賃貸借契約書コピー)
  - G. 代表者個人の住民票、印鑑証明
  - H. 誓約書

## 3. 第二章 会員 第8条(会員登録) 2項(1)(2)の改定及び(3)の新設

### 第8条(会員登録)

#### 《 現在の規約 》

- (1) 会社法人の場合は、
  - A. 上場企業の場合  
保証人・保証金を不要とします。
  - B. 未上場で資本金が3,000万円以上の場合  
代表者のみが保証人となります。
  - C. 未上場で資本金が3,000万円未満の場合  
代表者が保証人となり、代表者以外に1名の保証人を要します。
- (2) 個人事業主の場合は、  
代表者以外の保証人2名以上をつけていただきます。



### ※《 改定後の規約 》

- (1) 会社法人の場合は、
  - A. 上場企業の場合  
保証人・保証金を不要とします。
  - B. その他の法人の場合・・・代表者とその他1名の連帯保証人を要します。  
(代表者が連帯保証人の条件に満たない場合は1名追加となります)
- (2) 個人事業主の場合は、  
2名の連帯保証人を要します(代表者は入会申請者自身ですので、連帯保証人となることはできません)。
- (3) アライAAは、会員の信用に問題があると判断した場合には、会員に対して連帯保証人の追加その他会員の信用を補完するに足りる担保の提供を要求することができるものとします。この場合会員は、直ちに必要な担保等を提供しなければならないものとします。

## 4. 第二章 会員 第8条(会員登録) 6項の新設

### 第8条(会員登録)

- 6 アライAAは、必要に応じて、本条1項から5項と異なる取扱いの会員制度を別途設けることができるものとします。

## 5. 第四章 会員の権利義務 第16条(制限) 3項の改定

### 第16条(制限)

#### 《 現在の規約 》

- 3 会員が第39条に定める落札車両代金等の決済を遅延している間は、次回以降の当該オークション、また、それ以外のアライAAが開催するオークションについても落札する権利を有しないものとします。



### ※《 改定後の規約 》

- 3 会員が第39条に定める債務の履行を遅延している間、その他本規約に違反している間、またはアライAAとのその他契約に違反している間は、会員は次回以降の開催オークション取引、オークション以外の物品取引、その他AI-NETを含むアライAAが提供する一切のサービスを利用する権利を有しないものとします。

## 6. 第四章 会員の権利義務 第17条(取引制限・一時取引停止)の改定

### 第17条(取引制限・一時取引停止)

#### 《 現在の規約 》

会員が以下の各号の1つに該当した場合は、何らの通知催告を要せず、会員の取引制限や一時取引停止の措置ができるものとします。

- 1 第16条 第3項に定める支払い遅延があったとき。
- 2 会員又は会員の役職員に関して、刑事事件に関与もしくは報道機関による不正行為の情報(記事掲載及び報道)等の類似した不安要素が判明したとき。
- 3 代表者が長期不在のとき。
- 4 営業状態が確認できないとき。
- 5 会場内外において粗暴行為(暴言も含む)があったとき。
- 6 会場よりの指示指導に従わないとき。
- 7 業務提携しているオークション会場等から提供された提携先での規約違反または債務不履行等の情報等が判明したとき。
- 8 会場の判断及び決定・裁定事項に従わないとき。
- 9 その他本規約に違反したとき。
- 10 アライAAは、会員の取引実績及びその他諸般の事情に応じて、会員の取引を制限できるものとする。



### ※《 改定後の規約 》

- 1 会員が以下の各号の1つに該当した場合は、何らの通知催告を要せず、会員の取引制限や一時取引停止の措置ができるものとします。
  - (1) 第39条に定める債務の履行を遅延したとき。
  - (2) 会員又は会員の役職員に関して、刑事事件に関与もしくは報道機関による不正行為の情報(記事掲載及び報道)等の類似した不安要素が判明したとき。
  - (3) 代表者が長期不在のとき。
  - (4) 営業状態が確認できないとき。
  - (5) 会場内外において粗暴行為(暴言も含む)があったとき。
  - (6) 会場よりの指示指導に従わないとき。
  - (7) 業務提携しているオークション会場等から提供された提携先での規約違反または債務不履行等の情報等が判明したとき。
  - (8) 会場の判断及び決定・裁定事項に従わないとき。
  - (9) その他本規約、またはアライAAとのその他契約に違反したとき。
- 2 本条1項にかかわらず、アライAAは、会員の取引実績及びその他諸般の事情に応じて、会員の取引を制限できるものとします。

## 7. 第四章 会員の権利義務 第22条(契約の解除) 4項、6項の改定及び7項の新設

### 第22条(契約の解除)

#### 《 現在の規約 》

- 4 落札者として支払いを遅延したとき。
- 6 その他、アライAAの会員として、ふさわしくない行為があったとき。



### ※《 改定後の規約 》

- 4 アライAAに対する債務の履行を遅延したとき。
- 6 アライAAの会員として、ふさわしくない行為があったとき。
- 7 その他本規約、またはアライAAとのその他契約に違反したとき。

## 8. 第九章 書類 第32条(譲渡書類) 1項(12)の改定

### 第32条(譲渡書類)

#### 《 現在の規約 》

- (12) 出品者は、出品票に明記した付属書類、部品等は、原則として譲渡書類に添付して提出しなければならないものとします。後日提出の場合は、譲渡書類提出後8日以内に当該開催事務局に提出するものとします。尚、車内に放置し紛失しても、アライAAは一切管理責任を負いません。



#### ※《 改定後の規約 》

- (12) 出品者は、出品票に明記した付属書類を原則として譲渡書類に添付して提出しなければならないものとします。後日提出の場合は、開催日を含む8日以内に当該開催事務局に提出するものとします。尚、車内に放置し紛失しても、アライAAは一切管理責任を負いません。

## 9. 第九章 書類 第33条(譲渡書類の罰則) 6項、7項の改定

### 第33条(譲渡書類の罰則)

#### 《 現在の規約 》

- 6 落札者の受領した譲渡書類に不備がある場合、または移転登録等の手続に弊害が生じた場合には、当該開催事務局に連絡があった日を起算日として、譲渡書類の差替を必要とする場合には、当該開催事務局に譲渡書類を提出した日を起算日として、それぞれペナルティ(10,000円)の対象とします。出品者は起算日より8日以内に登録ができる書類を当該開催事務局に提出することとし、これを遅延した場合には7日を遅延するごとにペナルティ10,000円を加算するものとします。但し、通常の書類提出期限内は、ペナルティの対象外とします。また、落札者の申告日から23日以上経過した場合は、第33条3項と同様の扱いとし、起算日は落札者からの申告日とします。
- 7 出品者が出品票に明記した付属書類等の提出期限を過ぎた場合はペナルティ(10,000円)とし、紛失等で提出できない場合はクレーム対象とします。また、部品等はクレーム規約に準じます。



#### ※《 改定後の規約 》

- 6 落札者の受領した譲渡書類に不備があり差替を必要とする場合は、当該開催事務局に譲渡書類を提出した日を起算日とし、遅延ペナルティの対象とします。また、移転登録等の手続に弊害が生じた場合には、当該開催事務局に連絡があった日を起算日とし、遅延ペナルティの対象とします。それぞれの起算日より23日以上未提出の場合、落札者はキャンセル可能とします。
- 7 出品者が出品票に明記した付属書類等の提出期限を過ぎた場合はペナルティ(10,000円)とし、紛失等で提出できない場合はクレーム対象とします。

## 10. 第九章 書類 第38条(クレーム細目) 18項の改定

### 第38条(クレーム細目)

#### 《 現在の規約 》

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 18. 付属書類、部品等の提出 | ○出品者は、譲渡書類を事務局提出後8日以内<br>○落札者は、譲渡書類発送後10日以内に当該事務局に申告し、申告期限を過ぎたものは、ペナルティの対象外とします。 |
|-----------------|--|



#### ※《 改定後の規約 》

- |             |  |
|-------------|--|
| 18. 付属書類の提出 | ○出品者は、開催日を含む8日以内の提出<br>○落札者は、譲渡書類発送後10日以内に当該事務局に申告し、申告期限を過ぎたものは、ペナルティ(クレーム)の対象外とします。 |
|-------------|--|

## 11. 第十章 車両代金等の決済 第39条(車両代金等の決済)の改定

### 第39条(車両代金の決済)

#### 《 現在の規約 》

- 1 落札者はアライAAにおいて落札した場合は、車両代金・落札手数料・自動車税等を一括して当該開催日を含めて7日以内にアライAAに現金で支払わなければならないものとします。但し、アライAAでの着金確認をもって決済とします。尚、小切手による支払いは、認めないものとします。
- 2 落札者は、落札車両に対するクレームがあってもその解決とは別に、前項の期間内に車両代金・落札手数料・自動車税等を支払わなければならないものとします。

- 3 アライAAの各開催で発生した支払い等については、その開催会場のみで処理するものとし、他会場の開催との相殺は認めないものとします(但し、アライAA事務局が認めた場合には、この限りではありません)。
- 4 落札車両の落札金額が1,000万円を超える場合、その他アライAAが相当と判断した場合は、落札者が落札代金等の決済を完了するまで、当該落札車両の搬出を認めないものとします。
- 5 アライAAは、会員に対し各開催で発生した請求・支払い及び累計残高を記載した計算書をファクシミリにて送付することにより精算するものとします。
- 6 車両代金等の決済において発生する振込手数料は送金側の負担とします。



**※《 改定後の規約 》**

第39条(代金等の決済)

- 1 アライAAは、会員と行う全取引(オークション取引、オークション以外の物品取引、その他AI-NETを含むアライAAが提供する各サービスの利用)により発生する債権・債務について、その取引内容、債権・債務に対する金額を記載した明細(以下「オークション計算書」という)をオークション開催毎にファクシミリにて会員に送付するものとします。
- 2 会員は、アライAAからオークション計算書が送付されない場合、または送付されたオークション計算書の内容に相違等がある場合は、速やかにアライAAへ申告しなければならないものとします。
- 3 会員が、アライAAに対して債務を履行する場合、オークション開催日を含む7日以内に当該アライAAに銀行振込にて行うものとし、全債務の履行を一括で完了するものとします。その際、アライAAは、着金確認をもって決済するものとします。尚、小切手による支払いは、認めないものとします。
- 4 会員は、クレームの有無、またその解決にかかわらず、本条3項に記載の期間内に債務の履行を完了しなければならないものとします。
- 5 アライAAは、車両金額が1,000万円を超える場合、その他アライAAが相当と判断した場合は、会員が債務の履行を完了するまで、当該車両の搬出を認めないものとします。
- 6 アライAAは、アライAAが特別に認めた場合を除き、オークション開催で発生した会員の債務処理を開催会場のみで処理するものとし、他会場の開催で発生した債権との相殺は認めないものとします。
- 7 会員の債務の履行において、発生する手数料等は会員が負担しなければならないものとします。
- 8 会員の債務の履行期限がアライAA休業日となる場合、アライAAは、当該期限の変更を行うものとし、変更後の期限をアライAA各会場での掲示及びホームページ(URL: <http://www.araiiaa.jp/>)に掲載するものとします。

**12. 第十一章の〔I〕 検査規程 第3条(出品車両規定) 17項の新設**

第3条(出品車両規定)

17 アライAA検査規定では、出品車両を以下に区分するものとします。

車両区分

小型	軽自動車・小型自動車・普通自動車 積載量0.75t未満
中型Ⅰ	積載量0.75t以上4t未満のトラック フレーム付バン 1ナンバー車(4tベース車除く)
中型Ⅱ	積載量4t以上～5t未満(車両総重量8t未満・4tベース車含む) バス(乗車定員11人以上30人未満・バン、特殊車両等)
大型	積載5t以上(車両総重量8t以上) 大型バス(乗車定員30人以上)
特大	ラフタークレーン(20t吊り以上のもの)・クローラクレーン (クレーンが組立式のもの)・重ダンプトラック
産業機械 建設機械 現状	

**13. 第十一章の〔I〕 検査規程 第7条(出品車検査基準) アライAA トラック 検査基準表の一部**

第7条(出品車検査基準) アライAA トラック 検査基準表

《 現在の規約 》

※アライAAの定めるトラックとは、トラック車両区分に定めるものとします。



**※《 改定後の規約 》**

削除

## 14. 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第3条(処理基準) 29項～41項(1)の改定

### 第3条(処理基準)

#### 《 現在の規約 》

- 29 出品者は、後日送付によるラジコン、リモコン、ナビロム等を書類同様、開催日当日を含む8日以内に事務局へ提出するものとし、落札者による後日送付でのラジコン、リモコン、ナビロム等の受取りの確認期間を書類発送後10日以内とします。  
また、落札車両に附随する大型部品等が出品者よりアライAAへ後日届けられた場合、落札者へ送付する際に発生する費用をアライAAは出品者へ請求するものとします。
- 30 後日送付によるラジコン・リモコン・ナビロム等での動作確認によるクレームの受付は落札者に送付品が到着した日の翌日17時までを受付期間とします。尚、産業機械に出品のクレーン単体に付属となるラジコン・リモコンについては、オークション開催日を含む13日間(日曜日は除く)とし、期間最終日の17時までを受付期間とします。
- 31 クレームキャンセル車の陸送代の最長は店舗までとし、キャンセル時における【実費】とはアライAAが相当と認めた費用及び販売利益を含まないものとします。
- 32 キャンセル時に発生するペナルティの処理に関しては、他会場などで発生をしたペナルティと重複したペナルティの処理をしないものとします。
- 33 ワンボックスカー・ライトバン・特殊車両等においての2人乗り車両等の明記及びトラックにおいて積載量の誤記入がある場合。
- 34 後日部品支給については開催日を含む10日以内までに落札者へ届くように手配すること(送料は出品者負担)。届かない場合は新品の8割の値引処理をもって解決します。  
:ノーマル部品後日支給のものを、アライAAへ届けられた場合の送付手数料は以下の通りとします。

マフラー1本あたり	10,000円
タイヤ又はホイール1本あたり	5,000円
足回り部品(サス、ショック)	10,000円
その他小物部品	5,000円
大物部品(手で持てるものに限る)	10,000円

- 35 落札後、車両の機関・機構系の不具合により搬出不能とアライAAが判断した場合、キャンセル等の対応を行う場合があります(但し、アライAAが定める搬出期限内にクレーム申請があった場合に限りです)。
- 36 規格外乗せ替え、保安基準緩和措置による記載事項及び保安基準適合装置の取外し等による保安基準法令に適合せず、車検取得時等に弊害が発生する場合は出品者にはその旨を申告する義務があり、第4条(違法車処理基準)に抵触しないものであってもクレームの対象とします。
- 37 低価格車両(成約金額 200,000円未満の車両)についてはペナルティ金額の取り扱いを通常金額の半額とします(但し、違法車両についてはペナルティ金額は通常とします)。
- (1) 成約金額100,000円未満の車両については、違法車両ならび書類上で判別するもの、搬出不能(E/G・M/T等)な場合以外ノークレームとします。
- (2) 成約金額100,000円以上200,000円未満の車両については、不具合が大と認められるもの(E/G・M/T等)ならび第12章 第45条にあてはまる車両以外ノークレームとします。
- 38 第7条(クレーム処理細則)に定めるトラック専用細目事項、「機関・機構」に関しては、新車登録より15年未満・走行 中I 40万km・中II 70万km・大型100万km未満の車両を対象とし、処理を細目事項備考欄内設定に準じます。また、新車登録15年以上・走行不明・メーター改ざん車両に関しては、会場からの搬出前及び搬出不能な場合に限りクレーム対応としますが、対応については以下のとおりとします。
- (1) 搬出前に発覚した場合、本規約の細目事項の備考欄に記載された金額の値引きにて対応します。
- (2) 搬出不能であった場合、キャンセル対応とします(但し、落札者が値引きを希望する場合、本規約の細目事項の備考欄に記載された金額の値引きにて対応します)。
- 39 その他、出品規定、検査規定等に定めた事項にそぐわぬ品質状況があったもの。
- 40 建設機械及び産業機械(農業機械・フォークリフト・建機系機械・車両系機械)のクレームについては、以下の基準にて処理を行うものとします。
- (1) 年式、製造年月、製造番号、車体番号、その他、譲渡書類により出品票との相違が確認できる事項についての違い。  
・当該オークションより書類発送後10日間(日曜、祭日を含む)以内とし、期間最終日の17時までを受付とします。
- (2) 走行距離及び稼働時間  
・走行距離及び稼働時間については参考目安とするもので、実際の走行距離・稼働時間との間に相違があった場合であっても非クレーム対象として扱います(以下「走行不明・稼働時間不明扱い」といいます。)が、改ざん歴が発覚した場合にはクレームの対象とします。  
クレーム期間については、オークション開催日を含む13日間以内(日曜日は除く)とし、期間最終日の17時までを受付とします。また、クレーム処理にてキャンセルとする場合は、ペナルティ50,000円+実費を出品者は支払うものとします。
- (3) 「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」に於ける記載内容に違反する場合。  
・第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程、第4条(違法車処理基準)2項に準じ処理を行うものとします。

- (4) 機械として区分する出品物
  - ・オークション開催日を含む5日間(日曜日は除く)以内とし、期間最終日の17時までを受付けとします。
- (5) 物品(パーツ)として区分する出品物
  - ・非クレーム対象とします。但し、クレーン単体及びクレーン単体に付属となるリモコン・ラジコン(後日送付の場合も含む)については、オークション開催日を含む13日間(日曜日は除く)とし、期間最終日の17時までを受付とします。なお、本項(1)号から(3)号に関する項目は、各号のとおりとなります。
- (6) 第七章 出品 第27条(出品の申込み)1項及び第十一章の〔I〕検査規程、第2条(出品者義務)1項に該当するとアライAAが判断する場合は、クレームの対象として処理を行うものとします。
- 41 アライAA小山建機オークションでのクレームについては、本条40項にかかわらず、原則、非クレーム対象とします。但し、下記項目については、クレームの対象として処理を行うものとします。
  - (1) 走行距離及び稼働時間
    - ・本条40項(2)号に準じて処理を行うものとします。



### ※《 改定後の規約 》

- 29 出品者は、車両の付属品等を後日送付とする場合には、書類同様、開催日当日を含む8日以内に当該開催事務局へ提出しなければならないものとします。また落札者による後日送付品の受取り確認は書類発送後10日以内(受取り未確認の場合は同期間内による落札者からの申告を必要)とします。
- 30 落札車両に付随する大型部品等が出品者よりアライAAへ後日届けられた場合、落札者へ送付する際に発生する費用をアライAAは出品者へ請求するものとします。
- 31 本条29項に記載する落札者からの受取り未確認の申告を受付した場合は、出品者は、アライAAが受付をした日より8日以内に提出をしなければならないものとし、提出ができない場合は、原則、値引対応(新品部品の8割を上限)とします。また値引対応ができない場合にはキャンセル対応するものとし、この場合、キャンセルペナルティ10,000円+実費を請求するものとします。
- 32 後日送付による付属品等での動作確認によるクレームは、アライAAが付属品を発送した日から5日間(日曜、祭日を除く)とし、期間最終日の17時までを受付期間とします。尚、産業機械に出品のクレーン単体に付属となるラジコン・リモコンについては、オークション開催日を含む13日間(日曜日は除く)とし、期間最終日の17時までを受付期間とします。
- 33 クレームキャンセル車の陸送代の最長は店舗までとし、キャンセル時における【実費】とはアライAAが相当と認めた費用及び販売利益を含まないものとします。
- 34 キャンセル時に発生するペナルティの処理に関しては、他会場などで発生をしたペナルティと重複したペナルティの処理をしないものとします。
- 35 ワンボックスカー・ライトバン・特殊車両等における2人乗り車両等の明記及びトラックにおいて積載量の誤記入がある場合。
- 36 規格外乗せ替え、保安基準緩和措置による記載事項及び保安基準適合装置の取外し等による保安基準法令に適合せず、車検取得時等に弊害が発生する場合は出品者にはその旨を申告する義務があり、第4条(違法車処理基準)に抵触しないものであってもクレームの対象とします。
- 37 車両区分「小型」に該当する車両で、成約金額が200,000円未満の車両については、低価格車両と定めたうえで対応、処理を行うものとします。
- 38 その他、出品規定、検査規定等に定めた事項にそぐわぬ品質状況があったもの。
- 39 建設機械及び産業機械(農業機械・フォークリフト・建機系機械・車両系機械)のクレームについては、以下の基準にて処理を行うものとします。
  - (1) 年式、製造年月、製造番号、車体番号、その他、譲渡書類により出品票との相違が確認できる事項についての違い。
    - ・当該オークションより書類発送後10日間(日曜、祭日を含む)以内とし、期間最終日の17時までを受付とします。
  - (2) 走行距離及び稼働時間
    - ・走行距離及び稼働時間については参考目安とするもので、実際の走行距離・稼働時間との間に相違があった場合であっても非クレーム対象として扱います(以下「走行不明・稼働時間不明扱い」といいます。)が、改ざん歴が発覚した場合にはクレームの対象とします。
    - クレーム期間については、オークション開催日を含む13日間以内(日曜日は除く)とし、期間最終日の17時までを受付とします。また、クレーム処理にてキャンセルとする場合は、ペナルティ50,000円+実費を出品者は支払うものとします。
  - (3) 「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」に於ける記載内容に違反する場合。
    - ・第十一章の〔II〕 裁定(クレーム)規程、第4条(違法車処理基準)2項に準じ処理を行うものとします。
  - (4) 機械として区分する出品物
    - ・オークション開催日を含む5日間(日曜日は除く)以内とし、期間最終日の17時までを受付けとします。
  - (5) 物品(パーツ)として区分する出品物
    - ・非クレーム対象とします。但し、クレーン単体及びクレーン単体に付属となるリモコン・ラジコン(後日送付の場合も含む)については、オークション開催日を含む13日間(日曜日は除く)とし、期間最終日の17時までを受付とします。なお、本項(1)号から(3)号に関する項目は、各号のとおりとなります。

- (6) 第七章 出品 第27条(出品の申込み)1項及び第十一章の〔Ⅰ〕検査規程、第2条(出品者義務)1項に該当するとアライAAが判断する場合は、クレームの対象として処理を行うものとします。
- 40 アライAA小山建機オークションでのクレームについては、本条39項にかかわらず、原則、非クレーム対象とします。但し、下記項目については、クレームの対象として処理を行うものとします。
- (1) 走行距離及び稼働時間  
・本条39項(2)号に準じて処理を行うものとします。
- (2) 「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」に於ける記載内容に違反する場合  
・第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程、第4条(違法車処理基準)2項に準じて処理を行うものとします。

**15. 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第5条(非クレーム対象) 9項以降の改定**  
第5条(非クレーム対象)

《 現在の規約 》

- 9 書類等での確認が可能なクレームについては、クレーム申請前および申請中に名義変更等の登録手続きをした場合、非クレーム対象とします。



※《 改定後の規約 》

- 9 クレーム申請前または申請中に、アライAAの確認をとることなく名義変更等の登録行為をした場合。
- 10 車両区分「小型」に該当する車両で、成約金額が200,000円未満の車両。ただし、修復の発覚、セールスポイント等、記載事項の相違、エンジン・ミッション・ハイブリッドシステム等主要箇所の不具合大についてはクレームの対象とします。また、値引対応を行う場合には、成約金額の半額を上限とします。
- 11 車両区分「小型」に該当する車両で、成約金額が100,000円未満の車両(修復の発覚含む)。ただし、セールスポイント等、記載事項の相違についてはクレームの対象とします。
- 12 下記車両区分に記載する内容に該当する車両(ただし、セールスポイント等、記載事項の相違は対象)
- (1) 「中型Ⅰ」成約金額300,000円未満、走行距離200,000km以上(走行不明、メーター改ざん含む)
- (2) 「中型Ⅱ」成約金額500,000円未満、走行距離500,000km以上(走行不明、メーター改ざん含む)
- (3) 「大型」以上 成約金額500,000円未満、走行距離800,000km以上(走行不明、メーター改ざん含む)
- 13 本条10項、11項、12項に該当する車両が、第十二章 第45条に該当する場合には、クレームの対象とするとともに、ペナルティが発生する場合には通常のペナルティ金額とします。また、第十二章 第45条に該当する内容以外で発生するペナルティ金額については、通常金額の半額とします。
- 14 新車登録から12年以上経過した車両区分「中Ⅰ」以上に該当する車両の機関・機構系
- 15 新車登録から7年以上経過した車両区分「中Ⅰ」以上に該当する車両の電装系
- 16 後日送付品受取りによる確認を必要とする場合で、出品者への了解を得ることなく受取り後確認前に車両を再販売(小売・業販)、または加修・修理をした場合
- 17 車両区分「中型Ⅰ」以上に該当する輸入車(但し、出品者による申告違い・書類上で判別するものは除く。)
- 18 アライAA小山建機オークションに出品する出品物並びに建設機械及び産業機械(農業機械・フォークリフト・建機系機械・車両系機械)の出品物で、物品に区分される出品物(クレーン単体及びクレーン単体に付属するラジコン・リモコン(後日送付の場合も含む)は除く)は非クレームとします。但し、走行距離及び稼働時間に改ざん歴が発覚した場合、「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」に記載の項目に違反する場合は、クレームの対象とします。

**16. 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第7条(クレーム処理細則)**  
軽自動車・小型自動車・普通自動車 クレーム処理細目事項の改定

『機関』項目 ①エンジン内部の不良 備考の改定

《 現在の規約 》

クレーム内容		クレーム対象の有無&期間					備考	
		低価格車	一般車	修復車	輸入車	外部落札		商談
機	①エンジン内部の不良	4日	4日	4日	4日	4日	—	新車登録より10年未満及び走行10万キロ未満(但し、搬出不能の場合はこの限りではない)オーバーヒート跡、白煙、黒煙、異音、記載有りは除く。但し、低価格車の場合、圧縮不足、ヘッドガスケット抜け、バルブ系不良、焼きつき不良のみ対応 ※搬出不能の場合、商談落札でもクレーム対象とします





※《 改定後の規約 》

クレーム内容		クレーム対象の有無&期間						備考
		低価格車	一般車	修復車	輸入車	外部落札	商談	
機 関	①エンジン内部の不良	4日	4日	4日	4日	4日	—	新車登録より10年未満及び走行10万キロ未満(但し、搬出不能の場合はこの限りではない)オーバーヒート跡、白煙、黒煙、異音、記載有りは除く。但し、低価格車の場合、圧縮不足、ヘッドガスケット抜け、バルブ系不良、焼きつき不良のみ対応

『機関』項目 ①ハイブリット システム の新設

※《 改定後の規約 》

機 関	①ハイブリット システム	—	4日	4日	4日	4日	—	新車登録より10年未満及び走行10万キロ未満
--------	--------------	---	----	----	----	----	---	------------------------

17. 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第7条(クレーム処理細則)  
トラック車両区分の削除、トラック専用 クレーム処理細目事項の改定

《 現在の規約 》

- \*この細目事項はアライオートオークショングループへ出品されたトラックの下記区分を対象としたものです。
- \*トラック車両区分の小型に関しては、軽自動車・小型自動車・普通自動車のクレームに関する細目事項に準じます。

トラック車両区分

小型	積載量0.75t未満
中型Ⅰ	積載量0.75t以上～4t未満
中型Ⅱ	積載量4t以上～5t未満(車両総重量8t未満・4tベース車含む) 速度表示灯の装置がない車両 バス(乗車定員11人以上30人未満)
大型	積載5t以上(車両総重量8t以上) 速度表示灯の装置が付いている車両 大型バス(乗車定員30人以上)
特大	ラフタークレーン(20t吊り以上のもの)・クローラクレーン (クレーンが組立式のもの)・重ダンプトラック
産業機械 & 現状	重建機・特殊機械類・オートバイ・事故現状車その他、 評価点0点で上記に属さない物



※《 改定後の規約 》

- \*この細目事項はアライオートオークショングループへ出品された車両区分『中Ⅰ』以上の車両を対象としたものです。

『電装』項目 ②ACコンプレッサー、エハポレーターの不良、③ダイナモ、セルモーター、キャブチルトモーターの不良 備考の改定

《 現在の規約 》

クレーム内容		クレーム対象の有無&期間						備考
		中Ⅰ	中Ⅱ	大型・特大	修復車	外部落札	商談	
電 装	②ACコンプレッサー、エハポレーターの不良	5日	5日	5日	—	5日	—	新車登録より10年未満及び走行10万キロ未満まで、走行10万キロ以上は、一律20,000円
	③ダイナモ、セルモーター、キャブチルトモーターの不良	5日	5日	5日	—	5日	—	



※《 改定後の規約 》

電 装	②ACコンプレッサー、エハポレーターの不良	5日	5日	5日	—	5日	—	新車登録より7年未満及び走行10万キロ未満(中Ⅰ:10万キロ以上20万キロ未満一律20,000円)(中Ⅱ:10万キロ以上50万キロ未満一律20,000円)(大型・特大:10万キロ以上80万キロ未満一律20,000円)
	③ダイナモ、セルモーター、キャブチルトモーターの不良	5日	5日	5日	—	5日	—	

『電装』項目 ⑥AC不良(バス) 備考の改定

《 現在の規約 》

クレーム内容		クレーム対象の有無&期間						備考
		中I	中II	大型・特大	修復車	外部落札	商談	
電装	⑥AC不良(バス)	5日	5日	5日	—	5日	—	新車登録より10年未満、中II 20万キロ未満まで、20万キロ以上は一律30,000円。大型・特大 30万キロ未満まで、30万キロ以上は一律60,000円



※《 改定後の規約 》

電装	⑥AC不良(バス)	5日	5日	5日	—	5日	—	新車登録より7年未満 中II : 20万キロ未満(20万キロ以上50万キロ未満一律30,000円)大型・特大:30万キロ未満(30万キロ以上80万キロ未満一律60,000円)
----	-----------	----	----	----	---	----	---	--

『機関』項目 ①エンジン内部の不良(メタル・ピストン・圧縮)備考の改定

《 現在の規約 》

機関	①エンジン内部の不良(メタル・ピストン・圧縮)	5日	5日	5日	5日	5日	—	走行10万キロ以上でのE/Gバルブシール(白煙)はノークレーム※搬出不能の場合、商談落札でもクレーム対象とします。
----	-------------------------	----	----	----	----	----	---	---



※《 改定後の規約 》

機関	①エンジン内部の不良(メタル・ピストン・圧縮)	5日	5日	5日	5日	5日	—	新車登録より12年未満(走行10万キロ以上でのE/Gバルブシールによる白煙はノークレーム)
----	-------------------------	----	----	----	----	----	---	---

『機関』項目 ②エンジンヘッド・ガスケット抜け 備考の改定

《 現在の規約 》

機関	②エンジンヘッド・ガスケット抜け	5日	5日	5日	5日	5日	—	中I 10万キロ未満まで、10万キロ以上は一律30,000円。中II・大型・特大 20万キロ未満まで、20万キロ以上は一律30,000円。V型エンジンは50,000円
----	------------------	----	----	----	----	----	---	---



※《 改定後の規約 》

機関	②エンジンヘッド・ガスケット抜け	5日	5日	5日	5日	5日	—	新車登録より12年未満 中I : 10万キロ未満(10万キロ以上20万キロ未満一律30,000円)中II : 20万キロ未満(20万キロ以上50万キロ未満一律30,000円 ※V型プラス20,000円)大型・特大20万キロ未満(20万キロ以上80万キロ未満一律30,000円※V型プラス20,000円)
----	------------------	----	----	----	----	----	---	--

『機関』項目 ③エンジン前後クランクシャフト、オイルシール不良 備考の改定

《 現在の規約 》

機関	③エンジン前後クランクシャフト、オイルシール不良	5日	5日	5日	—	5日	—	中I 10万キロ未満まで、中II・大型・特大 20万キロ未満まで
----	--------------------------	----	----	----	---	----	---	----------------------------------



※《 改定後の規約 》

機関	③エンジン前後クランクシャフト、オイルシール不良	5日	5日	5日	—	5日	—	新車登録より12年未満 中I 10万キロ未満まで、中II・大型・特大 20万キロ未満まで
----	--------------------------	----	----	----	---	----	---	---

『機関』項目 ④過給器系の不良 備考の改定

《 現在の規約 》

クレーム内容		クレーム対象の有無&期間						備考
		中I	中II	大型・特大	修復車	外部落札	商談	
機関	④過給器系の不良	5日	5日	5日	5日	5日	—	中I 10万キロ未満まで、10万キロ以上は一律15,000円。中II・大型・特大20万キロ未満まで、20万キロ以上は、一律60,000円



※《 改定後の規約 》

機関	④過給器系の不良	5日	5日	5日	5日	5日	—	新車登録より12年未満及び走行10万キロ未満 中I : 10万キロ未満 (10万キロ以上20万キロ未満一律15,000円) 中II : 20万キロ未満 (20万キロ以上50万キロ未満一律60,000円) 大型・特大 : 20万キロ未満 (20万キロ以上80万キロ未満一律60,000円)
----	----------	----	----	----	----	----	---	---

『機関』項目 ⑤噴射ポンプ不良、燃料漏れ(ノズル含む) 備考の改定

《 現在の規約 》

機関	⑤噴射ポンプ不良、燃料漏れ(ノズル含む)	5日	5日	5日	—	5日	—	中I 10万キロ未満まで、10万キロ以上は上限30,000円。中II・大型・特大20万キロ未満まで、20万キロ以上は、上限60,000円
----	----------------------	----	----	----	---	----	---	--



※《 改定後の規約 》

機関	⑤噴射ポンプ不良、燃料漏れ(ノズル含む)	5日	5日	5日	—	5日	—	新車登録より12年未満及び走行10万キロ未満 中I : 10万キロ未満 (10万キロ以上20万キロ未満一律30,000円) 中II : 20万キロ未満 (20万キロ以上50万キロ未満一律60,000円) 大型・特大 : 20万キロ未満 (20万キロ以上80万キロ未満一律60,000円)
----	----------------------	----	----	----	---	----	---	---

『機関』項目 ⑥ラジエター、ウォーターポンプ、オイルクーラー不良 備考の改定

《 現在の規約 》

機関	⑥ラジエター、ウォーターポンプ、オイルクーラー不良	5日	5日	5日	5日	5日	—	中I 10万キロ未満まで、10万キロ以上は一律10,000円。中II・大型・特大20万キロ未満まで、20万キロ以上は、一律20,000円 (但し、搬出前に限り原則キャンセル対応)
----	---------------------------	----	----	----	----	----	---	--



※《 改定後の規約 》

機関	⑥ラジエター、ウォーターポンプ、オイルクーラー不良	5日	5日	5日	5日	5日	—	新車登録より12年未満及び走行10万キロ未満(※搬出前に限り原則キャンセル対応) 中I : 10万キロ未満 (10万キロ以上20万キロ未満一律10,000円) 中II : 20万キロ未満 (20万キロ以上50万キロ未満一律20,000円) 大型・特大 : 20万キロ未満 (20万キロ以上80万キロ未満一律20,000円)
----	---------------------------	----	----	----	----	----	---	---

『機関』項目 ⑦エンジン規格外品の乗せ換え 『その他』項目への移行

《 現在の規約 》

機関	⑦エンジン規格外品の乗せ換え	30日						キャンセル時ペナルティ30,000円+実費
----	----------------	-----	--	--	--	--	--	-----------------------



※《 改定後の規約 》

『⑦エンジン規格外品の乗せ換えの項目』を『その他』項目への移行し新設とする。

『機関』項目 ⑧マウントブッシュ類の不良を⑦マウントブッシュ類の不良に改定

《 現在の規約 》

クレーム内容	クレーム対象の有無&期間						備考
	中I	中II	大型・特大	修復車	外部落札	商談	
機関 ⑧マウントブッシュ類の不良				—			クレームになる場合があります (アライAA判断)



※《 改定後の規約 》

機関 ⑦マウントブッシュ類の不良				—			クレームになる場合があります (アライAA判断)
------------------	--	--	--	---	--	--	-----------------------------

『機関』項目 ⑨コンピューター不良を⑧改定と共に、備考の改定

《 現在の規約 》

機関 ⑨コンピューター不良	5日	5日	5日	—	5日	—	
---------------	----	----	----	---	----	---	--



※《 改定後の規約 》

機関 ⑧コンピューター不良	5日	5日	5日	—	5日	—	新車登録より12年未満
---------------	----	----	----	---	----	---	-------------

『機関』項目 ⑨ハイブリット システム の新設

※《 改定後の規約 》

機関 ⑨ハイブリット システム	5日	5日	5日	5日	5日	—	新車登録より12年未満
-----------------	----	----	----	----	----	---	-------------

『機構』項目 ②クラッチ滑り(M/T) 備考の改定

《 現在の規約 》

機構 ②クラッチ滑り(M/T)	5日	5日	5日	5日	5日	当日	原則キャンセル対応、但し搬出後はノークレームとなります。値引きの場合、 中I 10万キロ未満まで、10万キロ以上は上限30,000円。中II 20万キロ未満まで20万キロ以上は上限60,000円。大型・特大20万キロ未満まで、20万キロ以上は上限85,000円。
-----------------	----	----	----	----	----	----	--



※《 改定後の規約 》

機構 ②クラッチ滑り(M/T)	5日	5日	5日	5日	5日	当日	新車登録より12年未満 原則キャンセル対応(※搬出後はノークレーム) 中I : 10万キロ未満(10万キロ以上20万キロ未満、上限30,000円) 中II : 20万キロ未満(20万キロ以上50万キロ未満、上限60,000円) 大型・特大: 20万キロ未満(20万キロ以上80万キロ未満、上限85,000円)
-----------------	----	----	----	----	----	----	--

『機構』項目 ④M/T不良(トクSを含む) 備考の改定

《 現在の規約 》

機構 ④M/T不良(トクSを含む)				5日			オイル漏れはノークレーム。シンク・カウンターB/G不良の場合、中I 10万キロ未満まで、10万キロ以上20万キロ未満は上限30,000円、20万キロ以上はノークレーム。 中II・大型・特大20万キロ未満まで、20万キロ以上40万キロ未満は上限60,000円、40万キロ以上はノークレーム。 修復車・商談落札車は停止状態で確認ができる場合はノークレーム
-------------------	--	--	--	----	--	--	---



※《 改定後の規約 》

クレーム内容		クレーム対象の有無&期間						備考
		中Ⅰ	中Ⅱ	大型・特大	修復車	外部落札	商談	
機構	④M/T不良(トクSを含む)				5日			新車登録より12年未満(オイル漏れはノークレーム、修復車・商談落札車は停止状態で確認可能な場合も、ノークレーム) 中Ⅰ:10万キロ未満(10万キロ以上20万キロ未満、上限30,000円、20万キロ以上はノークレーム)中Ⅱ・大型・特大:20万キロ未満(20万キロ以上40万キロ未満、上限60,000円、40万キロ以上はノークレーム)

『機構』項目 ⑤A/T滑り、変速ショック、タイムラグ等の不良 備考の改定

《 現在の規約 》

機構	⑤A/T滑り、変速ショック、タイムラグ等の不良				5日			オイル漏れはノークレーム、中Ⅰ 10万キロ未満まで、中Ⅱ・大型・特大 20万キロ未満まで、修復車・商談落札車は停止状態で確認ができる場合はノークレーム
----	-------------------------	--	--	--	----	--	--	---



※《 改定後の規約 》

機構	⑤A/T滑り、変速ショック、タイムラグ等の不良				5日			新車登録より12年未満(オイル漏れはノークレーム、修復車・商談落札車は停止状態で確認可能な場合も、ノークレーム) 中Ⅰ:10万キロ未満 中Ⅱ・大型・特大:20万キロ未満
----	-------------------------	--	--	--	----	--	--	---

『機構』項目 ⑥デフ不良 備考の改定

《 現在の規約 》

機構	⑥デフ不良				5日			オイル漏れはノークレーム、中Ⅰ 10万キロ未満まで、中Ⅱ・大型・特大 20万キロ未満まで、修復車・商談落札車は停止状態で確認ができる場合はノークレーム
----	-------	--	--	--	----	--	--	---



※《 改定後の規約 》

機構	⑥デフ不良				5日			新車登録より12年未満(オイル漏れはノークレーム、修復車・商談落札車は停止状態で確認可能な場合も、ノークレーム) 中Ⅰ:10万キロ未満 中Ⅱ・大型・特大:20万キロ未満
----	-------	--	--	--	----	--	--	---

『機構』項目 ⑦ミッション乗せ換え(AT→MT)及び規格外等 明記無き場合 『その他』項目への移行

《 現在の規約 》

機構	⑦ミッション乗せ換え(AT→MT)及び規格外等 明記無き場合				書類発送後10日			キャンセル時ペナルティ30,000円+実費
----	-----------------------------------	--	--	--	----------	--	--	-----------------------



※《 改定後の規約 》

『⑦ミッション乗せ換え(AT→MT)及び規格外等明記無き場合』を『その他』項目への移行し新設とする。

『機構』項目 ⑧ドライブシャフト、プロペラシャフトの不良を⑦に改定と共に備考の改定

《 現在の規約 》

機構	⑧ドライブシャフト、プロペラシャフトの不良				5日			中Ⅰ 10万キロ未満まで、10万キロ以上は一律1本につき15,000円。中Ⅱ・大型・特大 20万キロ未満まで、20万キロ以上は一律1本につき15,000円
----	-----------------------	--	--	--	----	--	--	---



※《 改定後の規約 》

クレーム内容		クレーム対象の有無&期間						備考
		中I	中II	大型・特大	修復車	外部落札	商談	
機構	⑦ドライブシャフト、プロペラシャフトの不良	5日						新車登録より12年未満 中I：10万キロ未満(10万キロ以上20万キロ未満、1本につき15,000円)中II：20万キロ未満(20万キロ以上50万キロ未満、1本につき15,000円)大型・特大：20万キロ未満(20万キロ以上80万キロ未満1本につき15,000円)

『機構』項目 ⑨ブレーキ系の不良(ディスクハット、ディスクローターを⑧に改定すると共に備考を改定

《 現在の規約 》

機構	⑨ブレーキ系の不良(ディスクハット、ディスクローターは除く)、エアーマスター、 hidroマスター、自動サイドブレーキ、ABS不良	5日	5日	5日	—	5日	—	中I 10万キロ未満まで、10万キロ以上15万キロ未満は10,000円、15万キロ以上はノークレーム。中II・大型・特大 20万キロ未満まで、20万キロ以上30万キロ未満は25,000円、30万キロ以上はノークレーム
----	---	----	----	----	---	----	---	--



※《 改定後の規約 》

機構	⑧ブレーキ系の不良(ディスクハット、ディスクローターは除く)、エアーマスター、 hidroマスター、自動サイドブレーキ、ABS不良	5日	5日	5日	—	5日	—	新車登録より12年未満 中I：10万キロ未満(10万キロ以上15万キロ未満10,000円、15万キロ以上はノークレーム) 中II・大型・特大：20万キロ未満(20万キロ以上30万キロ未満25,000、30万キロ以上はノークレーム)
----	---	----	----	----	---	----	---	---

『機構』項目 ⑩PTO不良⑨ブレーキ系の不良を⑨に改定

《 現在の規約 》

機構	⑩PTO不良	5日	5日	5日	5日	5日	—	
----	--------	----	----	----	----	----	---	--



※《 改定後の規約 》

機構	⑨PTO不良	5日	5日	5日	5日	5日	—	
----	--------	----	----	----	----	----	---	--

『機構』項目 ⑪F・Rアクスル不良(トラネオン関係及びスプリング)を⑩に改定

《 現在の規約 》

機構	⑪F・Rアクスル不良(トラネオン関係及びスプリング)	5日	5日	5日	—	5日	—	
----	----------------------------	----	----	----	---	----	---	--



※《 改定後の規約 》

機構	⑩F・Rアクスル不良(トラネオン関係及びスプリング)	5日	5日	5日	—	5日	—	
----	----------------------------	----	----	----	---	----	---	--

『機構』項目 ⑫PS不良(ボックス、ポンプ、4WS含む)⑪に改定と共に備考を改定

《 現在の規約 》

機構	⑫PS不良(ボックス、ポンプ、4WS含む)	5日	5日	5日	—	5日	—	走行10万キロ未満、10万キロ以上のPS/BOXの場合、中I 30,000円、中II・大型・特大60,000円、10万キロ以上のPS/ポンプの場合、中I 15,000円、中II・大型・特大30,000円
----	-----------------------	----	----	----	---	----	---	---



※《 改定後の規約 》

クレーム内容		クレーム対象の有無&期間						備考
		中I	中II	大型・特大	修復車	外部落札	商談	
機構	⑪PS不良(ボックス、ポンプ、4WS含む)	5日	5日	5日	—	5日	—	新車登録より12年未満、走行10万キロ未満 ※PS/BOXの場合 中I:10万キロ以上20万キロ未満30,000円 中II:10万キロ以上50万キロ未満60,000円 大型・特大:10万キロ以上80万キロ未満 60,000円 ※PS/ポンプの場合 中I:10万キロ以上20万キロ未満15,000円 中II:10万キロ以上50万キロ未満30,000円 大型・特大:10万キロ以上80万キロ未満 30,000円

『機構』項目 ⑬エアコンプレッサー(ハキューム含む)⑫に改定すると共に備考を改定

《 現在の規約 》

機構	⑬エアコンプレッサー(ハキューム含む)	5日	5日	5日	—	5日	—	走行10万キロ未満、10万キロ以上、 中I 20,000円、中II・大型・特大 40,000円
----	---------------------	----	----	----	---	----	---	---



※《 改定後の規約 》

機構	⑫エアコンプレッサー(ハキューム含む)	5日	5日	5日	—	5日	—	新車登録より12年未満、走行10万キロ未満 中I:10万キロ以上20万キロ未満20,000円 中II:10万キロ以上50万キロ未満40,000円 大型・特大:10万キロ以上80万キロ未満 40,000円
----	---------------------	----	----	----	---	----	---	---

『機構』項目 ⑭エアサス不良(コントローラー含む)⑬に改定

《 現在の規約 》

機構	⑭エアサス不良(コントローラー含む)	5日	5日	5日	—	5日	—	新車登録より10年未満。ゴム部品等に関し ては、新車登録より3年未満
----	--------------------	----	----	----	---	----	---	---------------------------------------



※《 改定後の規約 》

機構	⑬エアサス不良(コントローラー含む)	5日	5日	5日	—	5日	—	新車登録より10年未満。ゴム部品等に関し ては、新車登録より3年未満
----	--------------------	----	----	----	---	----	---	---------------------------------------

『誤記入』項目 ①車歴の書き間違い(営業車・レンタカーを除く)クレーム対象の有無&期間及び備考を改定

《 現在の規約 》

誤記入	①車歴の書き間違い(営業車・ レンタカーを除く)	書類発送後10日					キャンセル時ペナルティ30,000円+実費
-----	-----------------------------	----------	--	--	--	--	-----------------------



※《 改定後の規約 》

誤記入	①車歴の書き間違い(営業車・ レンタカーを除く)	—					
-----	-----------------------------	---	--	--	--	--	--

『その他』項目 ⑫構造変更を必要とし申告が無い場合を①に改定及び⑫、⑬を新設

《 現在の規約 》

その他	⑫構造変更を必要とし申告が無い場合	書類発送後10日					基本として車検取得時において弊害が あると認められたもの
-----	-------------------	----------	--	--	--	--	---------------------------------



※《 改定後の規約 》

その他	①構造変更を必要とし申告が無い場合	書類発送後10日					基本として車検取得時において弊害が あると認められたもの
	⑫エンジン規格外品の乗せ換え	30日					キャンセル時ペナルティ30,000円+実費
	⑬ミッション乗せ換え(AT→MT)及び 規格外等 明記無き場合	書類発送後10日					キャンセル時ペナルティ30,000円+実費